# 知的創造を支援する図書館と著作権法の役割 一図書館法と著作権法の世界観の接点からの考察―

## 石井大輔

On the Role of Copyright Law and Public Libraries for Supporting Intellectual Creation in Japan

— Considering the Issue on the Commonly Held Worldview of Library Law and Copyright Law —

Daisuke Ishii

キーワード:図書館法 Library Law of Japan, 著作権法 Copyright Law of Japan

#### 1. はじめに:問題の所在と本稿の目的

図書館法1条に規定されるように、公共図書館は「国民の教育と文化の発展に寄与する」ことを目的に掲げ、収集した情報資源を不足なく利用者及び住民に提供することを使命とする。その一方で、図書館サービスに供される情報資源の多くは、著作権法に規定される「著作物」に該当する。著作権法では、著作物は例外的な場合を除いて著作権者に無断では利用できないことになっているが、図書館サービスは多くの場面において、この「例外」に該当する可能性がある(すなわち、許諾無く利用できる)。

ところが、そうした状況とは異なる場面に遭遇することがある。「市販のDVDを使った無償の上映会」、「Webページのプリントアウトサービス」、「私的に使用するために私物のデジタルカメラを持ち込んで資料を写し撮る」等、これらは著作権法の規定により無許諾での利用が認められるか、法の趣旨に基づいた解釈から利用できる可能性があるものだが、図書館では一律に禁止、または制限されることがある。

図書館サービスを一義的に規定する図書館法3条では、「図書館奉仕」としてさまざまな手法で情報

資源の提供が求められる。その過程では、上記のような行為が行われる可能性があり、著作権法との整合が問題となる。そこで重要なのは、図書館法と著作権法の目的である。図書館法の目的は、冒頭に示した通りであるが、著作権法の目的は、1条に規定されるように、「文化の発展に寄与すること」である。すなわち、図書館法と著作権法はともに「文化の発展」という目的を共有しているのだ。この事実から、図書館での著作物利用について、図書館法で規定されるサービスを円滑に行うことを前提に、著作権法の解釈や整合をしていくことができないだろうか。

そこで、図書館法と著作権法がともに目的とする 「文化の発展」に着目し、二つの法における世界観 の接点を探る。

その手法として、まずは「一般システム理論」を 用いて、図書館を知的創造の社会的システムとして モデル化し、図書館法で規定されるサービスを当て はめ、その要点が情報資源の「提供」にあることを 検討する。一方で、著作権法を理解する基本的な枠 組みとして、文化の発展を「文化的所産の多様化」 と捉え、著作者が安心して著作物を「公表」できる 環境を整えることが著作権法の役割であると説いた 「公表支援のフレームワーク論」を検討する。そし て、「文化の発展=文化的所産の多様化」に必要な 知的創造の仕組みにおいて、「提供」と「公表」が 果たす役割を考察し、図書館サービスにおける著作 権法の解釈や整合を図るための思考的枠組みを構築 することを試みる。

なお、本稿における図書館は、特に言及がない場合においては図書館法に規定された公共図書館のうち、公立図書館を対象としている。

#### 2. 学説の概観

議論の前提として、図書館法および著作権法に関する学説を確認する。ただし、山本 [2013] が指摘するように、図書館の根拠法たる図書館法を参照し、図書館の視点から著作権制度を論じたものはほとんど確認できない。このため、ここでは図書館において問題とされた著作権問題について、これまで図書館がとってきた対応の一部を示すことにする。一方で、著作権法を論じた文献は多い。しかし、誌面の都合もあるため、ここでは法の目的を論じた主たる言説を追うにとどめたい。

#### 1) 図書館における著作権議論

閲覧、貸出、複写等、図書館の典型的なサービスを行う上で必要な著作物の利用は、著作権法に規定される著作権の利用行為にあたる。しかし、そのほとんどは「著作権の制限」(著作権法30~50条)により、例外的に著作権者の許諾なく利用できる可能性がある。

南亮一氏は、同様の見解に基づいた上で、「これはあくまで『現在行われている』図書館サービスを前提とした場合であって、情報のテデジタル化や情報流通ネットワークの進展に伴って図書館に求められている新たな情報提供サービスについては、所要の手続が整備されていない」。と指摘する。

例えば、利用者が館内の端末からWebサイトを ブラウジングし、よさそうなページを見つけたので プリントアウト(複製)して持ち帰る。この行為に 対応する制限規定が存在しないので、著作権者に許 諾を得る必要があるとされる<sup>4</sup>。だからといって、 プリントアウトのために著作権者の所在を調べ、許 諾を得るために莫大な時間的・費用的コストをかけ るとしたら、それは現実的ではない(ネットの情報 は、一部の有料データベースなどを除くと、誰もが アクセスできる公開情報である。コピーコントロー ル等が施されたものでないならば、プリントアウト という形で複製利用されることは予期される度に問い ある。Webサイトの作成者も利用される度に問い 合わせがあったら迷惑するであろう)。

一方で、図書館の典型的なサービスにおいても間 題がないわけではない。例えば、閲覧において DVDなど映像資料を多数人に閲覧させるような場 合(これを著作権法上、上映という)、上映権の対 象となる。しかし、非営利無償において上映を行う 場合には著作権者の許諾なく行うことができる(著 作権法38条1項)。ところが、図書館の現場ではこ の規定が使われない場合がある。それは、過去にビ デオソフトの権利者から「民業圧迫」との抗議が図 書館になされ、2001年12月、日本図書館協会に設 置された専門委員会とビデオソフト業界団体である 日本ビデオ協会 (現、日本映像ソフト協会) との間 で「合意事項」 がまとめられたことによる。この内 容は、近隣の映画館やビデオレンタルショップ、ビ デオ販売店の供給タイトルと競合しない場合に限り、 あらかじめ上映会に使用することが権利者によって 明示的に承認されているもの(いわゆる「上映権付 きビデオ」) を購入して上映会を実施するというも のである。

これについて南 [2008] は、著作権法38条1項において「非営利無償の上映」が自由にできるとされているのにも関わらず図書館がこのような対応行うのは、「あくまで映画会社等とのトラブルを未然に防止するためであると思われる」と指摘し、「この『合意事項』を適用するかどうかを判断するにあたっては、この『合意事項』が著作権者からの許諾文書ではなく、あくまで当事者間のトラブル回避のための方策を記したものであることに留意する必要がある」と述べる「。

山本順一先生は、図書館における著作権認識の乏

しさと、図書館関係者が図書館法制定以来、長らく十分な議論をしてこなかったことを指摘した上で、「著作権法は図書館法を凌駕するのか?」と問いかけ<sup>8</sup>、次のように問題提起する。「公共図書館を規律する第一義的な国会制定法は図書館法(昭和25年4月30日法律第118号)であり、公共図書館が利用者に提供するサービスに関連して著作物を取り扱う範囲において、著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)と接点を持つ。 「国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする」習書館法と '文化の発展に寄与することを目的とする'著作権法との関係を改めて問い返す必要があるように思われる」。

#### 2) 著作権法の目的

著作権法の目的は、1条の目的規定に次のように書かれている。「この法律は、<u>著作物</u>並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し<u>著作者の権利及</u>びこれに隣接する権利を定め、これらの<u>文化的所産の公正な利用に留意</u>しつつ、<u>著作者等の権利の保護を図り</u>、もつて<u>文化の発展に寄与する</u>ことを目的とする」(下線は筆者による)。

続く2条では、法で規定する権利の客体である 「著作物」を定義し(1項1号)、その著作物を創作 するものを「著作者」とする(1項2号)。そして、 法に例示されたような著作物(10条)が創作される と、直ちに無方式で(17条)、著作者人格権(18~ 20条) と著作(財産)権(21~28条)が生じ、著 作者がその権利を享受する。著作者人格権は、一身 専属であり、他人に譲渡することはできない(59条)。 21条から28条の著作権は、他人に譲渡可能(61条) な財産権であり、他人にその利用を許諾することが できる (63条)。このように、著作物の利用行為を 著作者がコントロールする権利が著作権であり、具 体的な権利が21条から28条に規定される™。なお、 法ではこれらの権利を使うことを「利用」といい、 ここに含まれないその他の行為を「使用」と使い分 けている。

法の目的は、1条に明記されるように「文化の発展」にある。現行著作権法の起草者である加戸守行氏は、「『著作者等の権利の保護を図』るということが、この法律の目的とする第一前提となるもの」と

しながらも、保護の図り方としては「公共の福祉、 国民が著作物を利用する者であって文化の享受者で あるということを念頭において権利の保謹を図りな さい、という意味で保護の仕方についての規制を加 えて」いると述べる<sup>11</sup>。これは、条文中の「文化的 所産の公正な利用に留意しつつ」の解釈である。

文化的所産でもある著作物を過剰に保護し、利用を妨げることが公共の福祉にかなうものではないことは、財産権の内容が公共の福祉に適合するように法律で定められる(憲法29条2項)ことからも合理的である。実際に、著作権法においては「著作権の制限」(30~50条)により、著作権が大きく制限される<sup>12</sup>。「私的使用のための複製」(30条)、「図書館等における複製等」(31条)、「引用」(32条)等である。

このように、「文化的所産の公正な利用に留意し つつ | 「著作者等の権利の保護を図 | ることで成さ れる「文化の発展」について、加戸「2014」は、 以下のように「著作者等の経済的あるいは人格的な 利益を確保することによって、著作者等の労苦に報 いる | ことが重要であると述べる。「この法律の窮 極の目的とするところは、文化の発展に寄与すると いうことにあるわけでございます。つまり、著作権 制度を確立する趣旨といいますのが、著作者等の経 済的あるいは人格的な利益を確保することによって、 著作者等の労苦に報いる、その結果として、よりす ぐれた著作物すなわち文化的な所産ができあがって いくということで、文化の発展に寄与することにな る、そういう考え方でございます」い。著作者に創作 を促すためのインセンティブを与える「インセンティ ブ論」に依拠する見解である。

著作権法研究の第一人者である中山信弘先生は、 著作権法と同じ知的財産法に属する特許法と比較し ながら、著作権法が目的とする「文化の発展」を定 義する。対する特許法が「産業の発達」(特許法1 条)を目的としていることに触れ、法が「文化」と 「産業」を明確に区別していることを指摘する<sup>14</sup>。著 作権法の特徴が、長期の保護期間、権利発生・侵害 基準の曖昧さ、強力な人格権保護にあるとし、経済 財としては利用しにくく、経済的合理性とは相容れ

ないと述べる15。そして、両者の相違を次のように 分析し、「著作物が豊富化することを、著作権法は 『文化の発展』と称している」と結論する。「特許法 はアイディア (思想) を保護しており (特2条1項 における発明の定義)、そのために必要な審査・登 録・クレーム制度等を備えている。それに対してそ のような制度を備えていない著作権においては、具 体的な表現の保護が要請されている。仮に、著作権 が特許法と同様にアイディアまでも保護すると、余 りに強力になり過ぎ、思想・表現の自由等の現代社 会における基本的な価値まで侵しかねない。以上、 著作権法の基本構造からするならば、著作権法は人 の情緒的ないしは精神的な側面を中心とした表現を 著作物としていることが判る。このような著作物が 豊富化することを、著作権法は『文化の発展』と称 しているのである」16。

このように、「文化の発展」を「著作物の豊富化」と捉えるならば、著作物たる多様な情報資源を収集し公衆の利用に供する図書館の機能との関係において興味深い。しかしながら、中山 [2014] においても、著作物が豊富化する過程については、次のように創作のインセンティブ論に立脚していることが伺える。「著作権法においては、従来著作者の権利を重視する傾向にあったが、著作権とは他人の著作物の利用を制限する機能も併せ持つという点が看過されてきた。重要なことは、著作権者へのインセンティヴと他の者の情報の利用の自由との調和点を探るということであり、一方に偏することは好ましくない」」。

#### 3) インセンティブ論と自然権論

著作権法の目的を論じる伝統的な学説には「インセンティブ論」と「自然権論」があり、現在は前者の見解が多数説である。先にあげた加戸[2014]や中山[2014]の議論では、基本的に前者に依拠していた。

インセンティブ論を主導する田村善之先生は、自 然権論には限界があるとする。自然権論は創作に主 眼を置いた「人は自ら創作したものに当然に権利を 有する」というものと、人格に主眼を置いた「人は 自己の人格が顕現したものに当然に権利を有する」 という二つのタイプがあるが、自然権論は本質的に 人の身体活動には自由があることを前提にしている ため、知的財産に自然権を適用してしまうと、身体 活動の自由を制約することになってしまい、他者の 自然権と衝突が起きる問題が生じると述べる<sup>18</sup>。

したがって、知的財産を正当化する根拠には功利主義的な考えが必要であり、「フリーライドをある程度は規制しないと創作意欲がかなり減退し、知的財産の生産が過少となり、万人が困ることになるので、社会全体の厚生の促進のために功利主義的に権利がある [10]と述べる。

しかしながら、インセンティブ論に存在する陥穽についても次のように認める。「知的財産権は、自由に色々な人の行為を禁止することができるし、国際的にも禁止することができ、そのうえ禁止できればできるほど利益が上がります。その分、政策形成過程に身を傾注するに足りる便益があるということで、ますます歯止めがなく拡大しうるということです。これは、だれが悪いと言っているのではなく、経済合理的に行動するのであれば、どうしてもそのようになるということです。その意味で、こうしたバイアスによって社会から見れば損失をもたらすような制度が採用されてしまうと言う事態は、『悲劇』であると言うことができます」20。そして、この「悲劇」を起こさないようにするための対策が不可欠との認識を示す。

#### 4) 公表支援のフレームワーク論

塩澤一洋先生は、「この『創作へのインセンティヴ付与』を著作権法の目的と考える学説は、その端緒の一端が、産業財産権に含まれる諸制度と著作権法制とを合一的に解そうとするところにあるものと考えられる」<sup>21</sup>とし、その妥当性に疑問を呈する。理由として、特許法とは異なり、著作権法には「創作を奨励」するような趣旨の文言が見られないこと、人類の歴史において著作権制度が存在する以前から多くの創作物が生み出されてきたこと、人は「著作権」という権利欲しさに創作活動を行うのではないことをあげ、著作権法の目的である「文化の発展」を「文化的所産の多様化」と捉えて、これまであまり意識されてこなかった「公表」の意義を強調する<sup>22</sup>。

一般的な創作のプロセスでは、ある人が創作した 著作物を別の人が使用・利用して新たな創作を行う ことで創作のサイクルが成り立つ。インセンティブ 論は、このサイクルが十分に機能するように創作へ のインセンティブを与えるものであった。対する 「公表支援のフレームワーク論」では、創作のサイ クルの要点は、創作から使用・利用に至るまでの間 に行われる「公表」にあるとする。創作された著作 物が、使用・利用する者の元に届かなければ、創作 のサイクルが成立しないからである。これについて、 塩澤先生は、著作権法では出版権(3章79~88条)、 著作者隣接権(4章89~104条)と、それぞれ章を 設けていることからも、「<創作>と<使用・利用> との間には、その著作物の『公衆への提供・提示』 というプロセスが存在し、著作権法もそれを循環の 中に織り込んでいることになる」23と述べる。つまり、 著作物が公表されて人目に触れることで創作のサイ クルに組みこまれることにより、公衆による使用・ 利用ができるようになる。「公表」は「創作」のゴー ルであるが、同時に「使用・利用」という新たな創 作のためのスタートであるとする。

その一方で、著作者は自ら創作した著作物を公表 しない自由を有している(著作権法18条)。このこ とから、著作権法の意義は、次のように「公表支援」 にあると結論する。「思うに著作権法に期待される のは、著作物を公表したいと願う著作者に関して、 著作物を公表するにあたり著作者が何らかの躊躇を 覚えるならば、それを可能な限り払拭することなの ではないだろうか。公表したいけれども勝手にコピー されたら困るとか、公表したいけれども自分の名前 は出したくないとか、さまざまな希望が著作者にあ り、それが原因となって公表を躊躇するのであれば、 その原因をできる限り取り去ることによって、著作 者が安心して著作物を公表できる環境を整えること なのではないだろうか。いわば、著作権法に求めら れる役割は、公表のアシスト、あるいは公表の支援 ともいうべき機能なのではないかと考えるのだ。い わば、『公表支援法』ともいうべき性格である。そ してさらに、もし法が著作者に対して何らかの『イ ンセンティヴ』を与えることが許されるなら、著作 物を公表した場合のメリットをあらかじめ明示する ことによって、公表するか否か迷っている著作者に 対して公表を促すこともできよう。いわば、『公表 促進法』ともいうべき性格である』<sup>21</sup>。

この主張は、図書館のサービスとの関係において 興味深い。図書館は著作物の利用を促す。公表され た著作物である「図書、記録その他必要な資料を収 集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、 その教養、調査研究、レクリエーション等に資する」 (図書館法2条)機関だからである。

### 3. 知的創造を支援する図書館の社会的システムと図書館の世界観

それでは、図書館を規定している図書館法の目的 を明らかにした上で、図書館の機能をシステムと捉 えることでモデル化し、その世界観を探る。そして、 図書館法と著作権法との接点を検討していく。

#### 1) 図書館法の目的と図書館サービス

図書館法の目的を考える前に、図書館とは何であるかを確認する。「図書館」の語源は、図書館情報学の基本書等で解説されるように「図書(書物)」+「館(場所)」を意味している26。しかし、実際には書物と場所(建物)だけでは図書館とはいえない。図書館は本の倉庫とは当然異なる働きを持つわけで、その違いは何かというところに本質的な機能がある。

公共図書館は不特定多数(一義的には地域住民)による利用を前提とする。中でも公立図書館では、収集された情報資源は公開され、だれもが自由に無料で利用することができる(図書館法14条)。小規模な図書館でも、十数万件に及ぶ情報資源を、だれもが、自由に、必要なときに、必要なだけアクセスできるようにしておくのが図書館である。そのためには、可能な限り長い時間開館しておかなければならないし、快適に読書や調べ物ができる十分な数の座席、慣れない来館者を案内・援助する職員等が必要である。特にレファレンス(質問回答等)においては、利用者のニーズを把握して、状況に応じた回答を行う。本を探して欲しいのか、本の探し方を教えて欲しいのかなど、迅速かつ的確に、その図書館がおかれた状況(コレクションの豊富さ、他館との

相互貸借の可能性等)に応じて対応していくことが 求められる。もちろん、人の手を借りずとも本は読 める。しかし、情報資源は利用者や地域のニーズを 熟知した職員により、適切に収集、整理され、排架 されなければ、利用者は必要な情報資源にたどり着 くことができない。

すなわち、図書館の本質を考える上で重要な要素は「人」、とりわけサービスを行う専門的職員である。そして、サービスというからには、その対象たる「利用者」の存在が不可欠である。このため、「人」について職員と利用者に分けて考えることができる。図書館とは単に建物を指すのではなく、生身の人間の営みであり、それが「サービス」である<sup>27</sup>。

しかし、サービスは目的を達成するための手段であり、目的は別にある。図書館(公共図書館)を規定する「図書館法」(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)の目的規定である1条には次のように書かれている。「この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする」(下線は筆者による)。

確認すると、冒頭にあるように、図書館法が社会教育法に導かれた法律であることがわかる。図書館法の前年に制定された社会教育法の9条には、「図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする」(1項)、「図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもって定める」(2項)と明示されている。そして、社会教育法1条には「この法律は、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神に則り」とあり、社会教育法が教育基本法から導かれることがわかる。

教育基本法は、わが国の教育の基本を規定する法律であり、2006年に大きく改正されたが<sup>28</sup>、1947年の制定当時の規定を見ると、7条(現在12条に相当)に「社会教育」という見出しで、社会教育が国および地方公共団体によって奨励されなければならないことが規定され、まず図書館が利用されることが明示されている<sup>29</sup>。この趣旨を受けて、社会教育法3

条では、国および地方公共団体が果たす具体的任務を次のように規定する。「国及び地方公共団体は、(……) 社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」。この無知について、図書館法の立法作業に関わり

この趣旨について、図書館法の立法作業に関わり、 当時文部省社会教育局長であった西崎恵氏は、「社 会教育の具体的活動自体は、国民の相互の間におい て自主的に行われる自主教育活動であって、国や地 方公共団体は、その国民の行う教育活動が本当に実 り豊かなものになるように、側面からこれを助長奨 励してゆくべきだとするところにある」30と述べ、社 会教育行政の基本的在り方として、これを「国民に 対するサービス活動」と表現する。これは、先に述 べた「図書館=サービス」であることと一致する。

教育基本法に戻り、法の前文を見ると、「日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する」とある。日本国憲法がその基礎をおく民主主義社会においては、人は等しく自らの幸福を追求する権利を持つ(憲法13条)。他人の言いなりになるでもなく、自己判断、自己選択、自己決定、自己責任が民主主義社会である。したがって、自分でものごとを決めなければならないときに必要なのが、判断材料となる情報である。「価値ある行為は価値ある情報群の上に築かれる」31といわれるが、意志決定の基本的要素となる情報を手に入れ、主体的に判断し、選択し、決定する「生きる力」32をもつ人びとが活躍する社会を実現しようとする基礎に教育がある。

ここに、日本国憲法 - 教育基本法 - 社会教育法 - 図書館法という法体系をはっきりと確認することができる。図書館法は日本国憲法の精神を具体化し、民主主義社会を下支えする社会的な機関なのである。

図書館サービスは、国民の教育と文化の発展の目的にために行われるものである。この図書館が行うサービスのことを図書館法では「図書館奉仕」と表現し、3条では9つのサービスとして例示される<sup>33</sup>。

ただし、これらは図書館が行わなければならないサービス内容の例示であることに留意する必要がある。 西崎 [1970] は、「ここにかかげられたような事項は、図書館が奉仕を行う以上は是非とも必要な事項であって、(………) この規定の上に、多彩な活動が展開されなければならない」と述べる<sup>34</sup>。

2) 知的創造支援の社会的システムとしての図書館 次に、図書館の機能をシステムと捉えることでモ デル化し、図書館法で規定される図書館サービスの 構造を明確にする。システムとは、「複数の要素が 有機的に関係しあい、全体としてまとまった機能を 発揮している要素の集合体」(広辞苑第5版)をい う。システムは、コンピュータやロボットといった システム工学の分野でのみ用いられる用語ではなく、 生物から生態系、教育制度、政治経済制度、国際間 での諸問題等、物理的なものから論理的なものまで さまざまである。これらの多様なシステムに共通し た一般理論として「一般システム理論」を提唱した のが、ルートヴィヒ・フォン・ベルタランフィであ る35。なかでも「オープンシステム (開放システム)」 は、一般システム理論において大きな役割を果たす。 オープンシステムは、システムが連続的に環境と相 互に作用する状態の特徴をいう。例えば、人体にお いて典型的なオープンシステムである血液では、代 謝された物質、服用された薬物の濃度や消失などは 血液システムの法則に従い、環境との相互作用の中 で一定に保たれる(そうでない場合には、そのシス テムに異常 (病気等) が生じている)。一方、閉鎖 システムは化学の実験を想像してみるよとよい。閉 鎖容器内での化学物質の混合反応は、最後には平衡 状態にいたってその反応が止む。環境から常に取り 込むことができない孤立した閉鎖状態ではシステム は停止するのである。

このように、オープンシステムでは環境から何かを取り込み(input)、結果を環境に戻す(output)。図1は一番単純なシステムである。左から何か入力すると、右に結果が返され環境に戻される。例えば、コンピュータシステムでは、文字をタイプ(入力)すると画面に表示(出力)され、その情報を目視することができる。

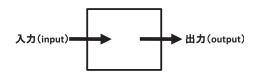


図1 オープンシステム

図2のプリントシステムの場合、コンピュータと プリンタがそれぞれシステムを構成していて、ひと まとまりで一つの機能を構成している。これをトー タルシステムという。ここでは、コンピュータから 出力された創作物のデータがプリンタに再入力され るように、システムは、複数の機能が連結して構成 されることが多い。

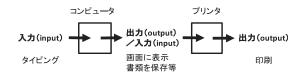
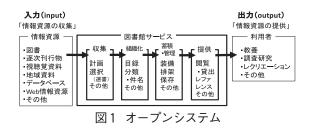


図2 プリントシステム(トータルシステム)

図書館もこのオープンシステムとして考えると構造が理解しやすくなる。図書館が環境から取り込むものは主として情報資源である。これは図書館法2条に「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と定義されることからも明らかである。情報資源が入力され(外の環境から取り込み)、さまざまなシステムを介して出力される(外の環境に戻す)のである。このシステムの中身を展開したものが図3である。

システムの中身は、収集、組織化、蓄積・管理、 提供と細かいシステム(サブシステム)で構成され ている。収集から蓄積・管理までを間接サービスと いい、提供は直接サービスと呼ばれる。間接サービ スは直接サービスの前提として、社会にバラバラに 存在している情報を、知識体系に基づいて組織化し て、いつでも取り出せるようにするプロセスである。 そして、このシステムの出力は、当然利用者に向かっ て行われる。



しかし、このシステムはそこで終わりではない。 図書館システムが利用者に接続しており、この状態 は利用者にサービスが入力されると解すことができ る。すでに述べたように、図書館を構成する要素と して利用者の存在は欠かせないからである。そして、 オープンシステムでは、環境から取り込んだならば 環境に戻さなければならない。利用者はサービスを 取り込み、知識を増やしたり、アイディアを得たり することで、手に入れた情報を生活、ビジネス、発 明に活かす。また、精神的安定に活かす。こうした 社会のさまざまな活動として環境に戻すのである。 例えば、公共図書館で重視される「ビジネス支援」 では、ビジネスパーソンが自社の新規事業のための 「プレゼンテーション資料」を創作するために図書 館を利用する。さまざまなサービスから情報を入手 し、そこから着想を得て、意見を創作的に表現する。 表現された考えをもとに企画会議でディスカッショ ンを行うと、自分一人では思い至らなかったアイディ ア等から着想を得て、そこから新たな考えをまとめ るための情報収集に再び図書館に向かう。ここにあ る種の知的創造の循環構造が構成されていることに 気がつく。「情報を知識に、知識を創造に変えてい く |<sup>36</sup>プロセスである。

なお、精神的安定は、図書館法2条で「レクリエーション」という言葉で表される。西崎 [1970] は、「レクリエーションという言葉は、(………) 適当な娯楽、スポーツ等を楽しみ、平易で高尚な音楽、芸術等を楽しんで、今日の疲労をいやして再び明日の人生を創造するというところに意味がある。したがって、享楽とは異なることが注意されねばならないのである」37と述べる。レクリエーションは、創作のための活力を与えるものであり、知的創造に関わる重要なプロセスである。

このように、図書館という社会的システムは知的 創造を支援する社会システムであり、社会全体をトー タルシステムと考えたときに、図書館は知的活動の ためのサブシステムと捉えることができるのである。

#### 3) 知的創造支援における「提供」の意義

図書館をオープンシステムと捉えると、そのシステムの中で最も重要なのは情報資源の「提供」である。オープンシステムでは、環境から取り込んだならば常に環境に戻すことが重要である。この循環が止まるとシステムは機能を停止する。図書館では、利用者がサービスを受け取ることによって新たな知的創造が始まる。すなわち、図書館における知的創造機能の要点は、収集した情報資源の「出力=提供」と捉えられるのである。しかし、著作権法の観点で見るならば、提供される情報資源の多くは著作物に該当し、著作権が発生している。この場合の合理性はどこにあるのだろうか。

著作権法上、ポイントとなるのは「公表」である。 公表については、先行研究として「公表支援のフレームワーク論」を取りあげた。そこでは、著作権法が 目的とする「文化的所産の多様化」のサイクルにおいて「公表」のプロセスが要点となっていた。著作 物が創作されても公表されなければ誰の目にも触れることができないからだ。

一方の図書館は、基本的に公表された著作物を扱う。非公表の日記や書簡などは基本的には扱われない(一部博物資料的に収集されることはある)。すなわち、著作権法の観点から見ると「公表された著作物=情報資源」は、図書館の知的創造システム取り込まれると利用者に供され使用・利用されるのである。

それでは、図書館サービスが著作権法上のどのような権利と関係しているのか具体的に見ていく。同時に「著作権の制限」(30~50条)との関係にも注目したい。すでに述べたように、著作権は「文化的所産の多様化」のためには、公共の福祉に適合するように大きく制限されるからである。

参照するのは、一義的には図書館法3条が規定しているサービスである。しかし、先にも述べたように、同条で規定されるのは必要最小限の例示である。

そこで、同法7条の2に基づいて告示される「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年12月19日文部科学省告示第172号)」38を参照する。この総則「一趣旨」の2には、「図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない」と明記されるからである。そこでは、住民にとっての第一線である「一市町村立図書館」に望ましい「3 図書館サービス」に、「(一)貸出サービス等」「(二)情報サービス」に、「(一)貸出サービス等」「(二)情報サービス」「(三)地域の課題に対応したサービス」「(四)利用者に対応したサービス」「(五)多様な学習機会の提供」「(六)ボランティア活動等の促進」の6項目があげられる。以下の(1)から(4)内の条番号は全て著作権法を指す。

#### (1) 貸出サービス、複写サービス

「(一)貸出サービス等」では、利用者の多様な資 料要求に的確に応えるための貸出サービスや複写サー ビスの充実があげられる。貸出サービスには「貸与 権」(26条の3)が関わるが、38条「営利を目的と しない上映等」が適用される。公表された著作物は、 非営利無償の貸与により公衆に提供できるからだ (38条4項)。ただし、映画の著作物については「頒 布権」(26条)の対象となり、この規定は適用され ないが、相当な額の補償金を支払うことによって貸 与により頒布することができる(38条5項)。複写 サービスには「複製権」(21条)が関わるが、31条 「図書館等における複製等」が適用される。利用者 の求めに応じた一人に一部一部分の複製物を提供で きる(1項1号)。なお、31条に類似する規定は諸 外国において "library privilege (図書館の特権)" と訳される39。

#### (2) 情報サービス (レファレンスサービス等)

「(二)情報サービス」では、レファレンスサービスの充実・高度化、インターネット利用環境の提供、地域内外の他の情報機関等を紹介するレフェラルサービスの実施があげられる。情報サービスの中心であるレファレンスサービスでは、利用者の情報ニーズにあらゆる手法で応える。冊子体資料の提示(閲覧)であれば、そもそも21~28条のいずれの著作権にも該当する権利はなく自由に使用できる。再生機器

を使用して利用される映像資料や電子資料、音楽資料にはそれぞれ「上映権」(22条の2)、「演奏権」(22条)が関わるが、38条1項により非営利無償の上映、演奏が可能であるため、これも法的に問題は生じない。さらに、利用者の求めに応じてその一部を複製提供するのであれば31条が適用される。

その図書館で解消できないニーズの解決のために 館外の機関等を紹介するレフェラルサービスでは、 当該機関のWebサイトのコピーの提供が必要とな る。館内でのプリントアウトについては、すでに述 べたように無償で公開されているWebサイトであ れば問題が生じることはない。有償で公開されるデー タベースでも、法的には30条(私的使用のための複 製)や31条「図書館等における複製等」が適用され るが、利用に際して利用規約に同意する必要がある など、法の外での契約等によって複製等の利用が制 限されることがほとんどである。

#### (3) 地域の課題に対応したサービス

「(三)地域の課題に対応したサービス」では、生活や仕事に関する課題、地域の課題の解決に向けた活動の支援があげられる。就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事、子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続、地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善、そしてこれらに関する理解に必要なあらゆる情報資源を整備し提供する。こうした情報資源は10~12条に規定される権利の客体としての著作物と、13条の権利の客体とならない(自由に使用できる)著作物が含まれ、上記「(1)貸出サービス、複写サービス」「(2)情報サービス」等によって利用者に提供される。関連して、「(五)多様な学習機会の提供」では、講座、相談会、資料展示会等の主催、関係団体等との共催による学習機会の提供がある。

#### (4) 利用者に対応したサービス

「(四)利用者に対応したサービス」では、「児童・青少年」「高齢者」「障害者」「乳幼児とその保護者」等に対するサービスの充実があげられる。読み聞かせや朗読は「口述権」(24条)、劇などの上演は「上演権」(22条)が関わるが、すべて38条1項で対応可能である。また、高齢者や障害者のために特別な

資料を作成する場合には、37条「視覚障害者等のための複製等」、37条の2「聴覚障害者等のための複製等」が適用できる。例えば、点字による複製(点字資料の作成)については図書館でなくとも自由である(37条1項)。大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料などは、公共図書館においていくつかの条件はあるものの、作成・活用できる(37条2項・3項、37条の2)。なお、こうした対応はボランティアによる活動も含まれる。「(六)ボランティア活動等の促進」では、図書館でのボランティア活動を、住民が学習の成果を活用する場であると位置づけており、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動の機会や場所を提供することがあげられる。

以上のように、図書館サービスにおいて望ましいとされているサービスは、そのほとんどが「著作権の制限」(30~50条)を適用できる40。「著作権の制限」規定は、そのほとんどが「公表された著作物」を対象としているが、図書館は公表された著作物を非営利無償で公衆の利用に供しており、このことを考えても図書館法の目的と整合性があり、実に合理的である。

## 4. 図書館法と著作権法の境界: 知的創造を支援する図書館と著作権法の役割

著作権法の目的は「文化の発展」にあり、文化の発展とは創作される著作物の多様性にあった。多様性とは、それぞれが個々に独立し個性を放つものである。著作権法では、著作者人格権を認めており、著作物は「思想又は感情を創作的に表現したもの」(著作権法2条)とされ、人格から流出した存在であるとされる。このため、著作権法の世界では個々の著作物において互いの優劣は存在しない。その多様性が社会に広がっていくことが「文化の発展」として尊重される。これが著作権法の世界観である。

一方、図書館法が目的とするのは「国民の教育と 文化の発展」であり、図書館は知的創造のための社 会的システムであった。公表された著作物たる情報 資源を取り込み、サービスによって利用者に提供し、 利用者はサービスを受けることで新たな創作を行う。 これは、公表→使用・利用→創作の循環構造のうち 公表と使用・利用の間を支える機能であるといえる。

公表された著作物は、そのままでは使用・利用さ れづらい。図書ならば書店で出会うことのできる著 作は全体の一部である。図書館においても、自治体 の経費節減の余波により、限られた資料費から全て の図書を購入することはできない。しかし、図書館 は単独では存在していない。例えば、市立図書館と は市内にある中央館・分館、それに移動図書館を加 えた統合体である。近くの図書館に無い資料を、市 内の他の図書館から取り寄せることができる。市内 に資料がなければ、県立図書館(県内の図書館をバッ クアップする役割を持つ) から取り寄せることがで きる。それでも手に入らないならば国立国会図書館 に資料を請求することもできる。国立国会図書館は 法定納本図書館であり、原則として国内で発行され た全ての図書等を収集している。これを図書館ネッ トワークと呼ぶ(図書館法3条4号関係)。そして、 この仕組みの前提に書誌コントロールがある。書誌 コントロールでは、情報資源の識別・同定から書誌 情報の作成、提供までが一定のルールに沿って行わ れる (同3条2号関係)。これにより理論的には全 ての情報資源が手に入るのだ。図書館システムには こうした機能が備わっており、多様な情報資源の利 用を促進し、創作を支援することで「国民の教育と 文化の発展 | に寄与しようとするのである。これが 図書館法の世界観である。

ここに、著作権法と図書館法の世界観の接点を見ることができる。同じ「文化の発展」を目的とし、 著作権法の公表支援機能を受けて、図書館は提供支援を行い、著作物の使用・利用を促進する。その理念は、知的創造の循環構造に当てはまる。

従来の「インセンティブ論」に依拠すると、財産権を正当化するあまり功利主義的に傾きすぎてしまい、著作物の公益性に対して、相対的に著作者の経済的利益を最大化しようとしてしまうことで図書館サービスと衝突する。ときには、図書館が著作者の得べかりし利益を奪っているなどとの批判に晒される<sup>41</sup>。一方、「公表支援のフレームワーク論」をとるならば、公表された著作物を提供する図書館サービ

スの意義を最大化できるのである。

著作権法は図書館にとって敵ではない。著作権法を目の敵にしながら、規定にない規制を導入することは合理的ではない。その根拠は、著作権法と図書館法の世界観には接点があるということである。少なくとも、著作権を保護することで利用を過剰に制限することに合理性があるとはいえないだろう。そうした意味において、図書館は利用者の創作意欲を喚起するような情報資源の提供の仕方に留意するべきであろう。

#### 5. おわりに

以上のように、図書館法に基づいて知的創造を支 援する図書館の「提供」の意義について述べた。し かし課題も残る。図書館が扱う情報資源は多様だ。 有体物である伝統的な紙媒体や電磁的な記録メディ アに加え、無体物であるネットワーク情報資源をも 扱うようになった。図書館の目的は「国民の教育と 文化の発展」に寄与することであり、手段としての 情報資源は媒体を問わない。一方、現行の著作権制 度は、複製された有体物を礎とする経緯があり42、 原則として著作物の流通が物理メディア固定され、 その所有者の所有権と著作者の財産権との調整が著 作権制度に求められていた。しかし、デジタルネッ トワーク社会では、紙媒体は"自炊"によりデジタ ルデータに変換される。デジタル形式で記録された CDはパソコンで容易にリッピングされる。著作物 が有体物から遊離し、無制限に複製移動を繰り返す。 コンピュータネットワークの特性上、流通するデー タは複製され共有される。これがデジタルネットワー ク社会の世界観である。現在、その多くは使用許諾 等による契約によって、著作権法の規定を一部オー バーライドする形で運用されている。デジタルネッ トワーク社会がさらに進展したときに、既存の著作 権制度は耐えうるのだろうか。現実に、国際的に知 的財産権制度のボーダレス化も加速している43。

著作権法制度自体が大きく変容する可能性がある。 そうしたときに、図書館は自身の使命と役割を考え、 それを果たすことを前提に著作権法制度との調整に 取り組んでいかなければならない。図書館と図書館 に関わる者は、図書館の目的である「国民の教育と 文化の発展に資する」ことについて、その重みを十 分に考えなければならない。

#### 注・引用文献

- 1 「図書館サービス」と同じ
- <sup>2</sup> 山本 [2013]: 山本順一「著作権法と著作権ビジネスに無視され、軽んじられる図書館と図書館法」 『桃山学院大学経済経営論集』55巻1・2号(2013年)、pp.23-64
- 高 南 [2008]: 南亮一「図書館における著作権の現状と動向について」『びぶろす-Biblos』平成20年夏号 (電子化41号) 国立国会図書館 (2008年) http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3526019/1
- 4 著作権法30条1項の規定を適用すれば、問題なく 「私的使用のための複製」ができるはずである。し かし、この規定は図書館においては適用されないと する見解がある。1999年日本図書館協会は、横浜 市立図書館が行っている30条に基づくセルフコピー サービスについての(社)日本複写センターからの 問い合わせに対して回答した文書には、「当協会で は、著作権法31条は図書館のために設けられたもの であるため、図書館において、それ以外に根拠を求 めて複製を行うことは不適切であるという基本的考 え方をしています」と書かれている。「著作権法第3 1条の考え方について | 『図書館年鑑2000年』 日本 図書館協会(2000年) pp.402-403.ここでの複製を 行う主体は必ずしも明確ではないが、回答書の最後 には、「当協会は、当該図書館に対して『コピーサー ビス』にあたっては、著作権法31条を根拠に実施す るよう勧告をし」とあり、あくまで31条に関連した "図書館が行う複製"に限定した解釈とも読める。 もし仮にこれが利用者による私的複製までを否定す るものだとしたら、30条の趣旨を明らか否定するも のである。これに対して山本「2013」では、私的 複製の当然の法理は場所を問わず適用されるはずと 述べる (pp53-55)。(注40も参照のこと)
- 5 なお、この合意文書は、図書館サービスに関わる 重要な事項であるが、2015年10月30日現在、日本 図書館協会のWebサイトでは確認できない。「上映

権付きビデオ」は法の規定をオーバーライドするものであり、合意内容が広く周知され、その内容についても本来議論されなければならないことがらのはずである。

- 6 南「2008〕
- 7 同上
- <sup>8</sup> 山本「2013」、p59
- <sup>9</sup> 山本「2013」、p57
- 10 複製権 (21条)、上演権・演奏権 (22条)、上映権 (22条の2)、公衆送信権 (送信可能化) (23条)、口述 (朗読)権 (24条)、展示権 (25条)、頒布権 (映画の著作物) (26条)、譲渡権 (26条の2)、貸 与権 (26条の3)、翻訳権・翻案権 (27条)、二次 的著作物の利用に関する原著作者の権利 (28条)
- 1 加戸 [2014]、p.15:加戸守行『著作権法逐条解説6訂新版』著作権情報センター(2014年)
- <sup>12</sup> 他にも、著作権には存続期間があり、原則、著作者の死後50年まで存続するが(51条)、これを過ぎたものはパブリックド・メイン(公有)となり許諾なく自由に利用できるようになる。
- <sup>13</sup> 加戸 [2014]、p.15
- 14 中山 [2014]、p.23:中山信弘『著作権法 第 2 版』有斐閣(2014年)
- <sup>15</sup> 中山「2014」、p.24
- <sup>16</sup> 中山 [2014]、pp.24-25
- <sup>17</sup> 中山 [2014]、p.65
- <sup>18</sup> 田村 [2009]、p.15-16:田村善之「デジタル時代 の著作権制度 – 著作権をめぐる政策 – 」『知的財産 法政策学研究』23巻 (2009年)、pp.15-28
- 19 田村 [2009]、p.18
- <sup>20</sup> 田村 [2009]、p.20
- <sup>21</sup> 塩澤 [2008]、p.245:塩澤一洋「公表支援のフレームワークとしての著作権法の意義」『成蹊法学』68・69巻 (2008年)、pp.235-264
- <sup>22</sup> 塩澤「2008」、p.246
- <sup>23</sup> 塩澤「2008」、p.251
- <sup>24</sup> 塩澤 [2008]、pp.256-257
- <sup>25</sup> 例えば、司書課程科目「図書館概論」のテキスト として、二村 [2011]:二村健『図書館の基礎と展 望』学文社 (2011年)

- <sup>26</sup> 英語のライブラリ (library) も、ラテン語の"libre (樹皮)" に場所を表す接尾語"-ry"から成る。
- <sup>27</sup> 二村 [2011] では、同様の主旨で「図書館とは サービスの総体である」(p.12) と表現される。
- 28 「教育基本法(平成18年法律第120号)について」 文部科学省

http://www.mext.go.jp/b\_menu/kihon/about/ \_\_icsFiles/afieldfile/2014/12/17/1354049\_1\_1\_1.pdf <sup>29</sup> 現行法においても、「国及び地方公共団体は、図 書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、 学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その 他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなけ ればならない」(12条 2 項)と規定され、図書館が 第一にある。

- <sup>30</sup> 西崎 [1970]、p.43:西崎恵『図書館法』日本図書館協会(1970年)1950年同名書の再刊。
- <sup>31</sup> 二村「2011」、p.25
- <sup>32</sup> 「生きる力」は、1996年中教審の「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(第一回答申)」において示された言葉である。

http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chuuou/toushin/960701.htm

- 33 「資料を収集し、一般公衆の利用に供すること」(1号)、「資料の組織化」(2号)、「資料の利用のための相談に応じること(その前提として、図書館員が資料についての十分な知識を持つこと)」(3号)、「他の図書館棟と連絡、協力し、資料の相互貸借を行うこと」(4号)、「分館等を設置し、自動車文庫、貸出文庫の巡回をおこなうこと」(5号)、「読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催及び開催を奨励すること」(6号)、「時事に関する資料を紹介、提供すること」(7号)、「社会教育による学習成果を活用した教育その他の活動の場を提供及び提供を奨励すること。」(8号)、「学校、博物館、公民館、研究所等と連絡、協力すること」(9号)
- 34 西崎 [1970]、p.75
- \*\* フォン・ベルタランフィ著:長野敬、太田邦昌訳 『一般システム理論:その基礎・発展・応用』みす ず書房 (1973年) 原著は、"General system

theory; foundations, development, applications. " (1968).

<sup>36</sup> 同志社大学のラーニングコモンズのコンセプトと して、この言葉があげられている。

http://ryoshinkan-lc.doshisha.ac.jp

- 37 西崎「1970]、p.49
- 38 http://www.mext.go.jp/a\_menu/01\_l/ 08052911/1282451.htm
- <sup>39</sup> 例えば、英国図書館における "Library Privilege Service"

http://www.bl.uk/reshelp/atyourdesk/docsupply/help/copyright/libraryprivilege/

- り、図書館の目的に照らしても、館内で行われる創作活動においても妥当と評価される。(注4も参照のこと)
- <sup>41</sup> 「本が売れぬのは図書館のせい?新刊貸し出し「待った」」朝日新聞デジタル(2015年10月29日) http://www.asahi.com/articles/

ASHBW64R4HBWUCVL01B.html

\*\* 著作権制度の成立について英米の事情は、白田秀彰『コピーライトの史的展開』信山社(1998年)、フランスについては、拙著「フランスにおける音楽著作権保護と管理の史的展開 - SACEMの創設と初期の活動の考察から - 」『目白大学総合科学研究』6号(2010年)、pp.23-34である程度言及している。4、例えば、TPP(環太平洋経済連携協定)による国内知的財産法への影響が指摘される。著作権関係では「保護機関の延長」「著作権侵害の非親告罪化」等である。 TPPの知的財産権と協議の透明化を考えるフォーラム「TPP知財条項への緊急声明」http://thinktppip.jp/?page\_id=713

※URLの記されたWebページは、2015/10/30にアクセスが確認されている。

(受稿 平成27年11月9日, 受理 平成27年12月24日)